

75歳以上の皆さん

4月から後期高齢者医療制度がスタートします

平成18年6月の健康保険法等の改正に伴い、4月から新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。これにより、75歳以上の方（65歳以上の一定の障害を有する方で広域連合が認定した方を含みます。）は現在加入している国保や社保（被扶養者を含みます。）を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

◆後期高齢者医療の被保険者証が送付されます

4月1日から、75歳以上の方（65歳以上の一定の障害を有する方で広域連合が認定した方も含みます。）を対象とする「後期高齢者医療制度」が始まることに伴い、新たに後期高齢者医療の被保険者証が3月中旬に一人ひとりに送付されます。

◆被保険者証のお届け時期は

●4月1日の時点で75歳（一定の障害を有する方については65歳）になっている方

3月中旬に1人一枚の後期高齢者医療の被保険者証が郵送されます。

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証をお持ちの方へは、一緒に同封して郵送されます。

●4月2日以降に75歳の誕生日をむかえる方

75歳の誕生日のおよそ1か月前に市から送付されるお知らせの各種手続きがお済みになったあと、後期高齢者医療の被保険者証をお渡しします。

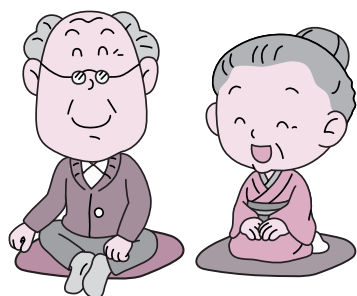
◆現在、老人保健法医療受給者証をお持ちの65歳以上75歳未満の方へ

老人保健制度から、引き続き後期高齢者医療制度の対象となります。

また、市へ障害認定の申請を撤回する申し出を行った場合には、後期高齢者医療制度への加入をせず、現在加入している国民健康保険または、被用者保険のままとなります。

この撤回は、後期高齢者医療制度に加入した後でも、いつでも申請することができます。

*今後、一定の障害を有し、65歳に達した方及び新たに一定の障害の認定を受けた65歳以上75歳未満の方については、申請し認定を受けると、後期高齢者医療制度への加入することができます。



◆被保険者証の有効期限

被保険者証の有効期限は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。自己負担割合（1割または3割）については、毎年、前年の所得に応じて判定します。

◆今回交付する被保険者証の取扱いについて

有効期限は、4月1日から平成21年7月31日までの1年4か月間となります。

4月1日から7月31日までの自己負担割合（1割または3割）は、現在の老人保健制度のものが引き継がれますが、8月1日からは、前年の所得によって変更になる方もいます。変更になる方については、7月中に被保険者証の変更等のお知らせがあります。

◆病院にかかるときは

4月1日からは、今回届いた後期高齢者医療の被保険者証を医療機関の窓口に掲示してください。

◆保険料額の決定は

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに、保険料を納めていただくこととなります。

保険料の額は、年度ごとに、その方の「所得に応じてご負担いただく部分（所得割）」と、「被保険者の方に等しくご負担いただく部分（被保険者均等割）」の合計額として、後期高齢者医療制度の運営主体である「後期高齢者医療広域連合」が決定します。

なお、保険料は、介護保険と同様に個人ごとに算定し、定額の均等割と所得に応じて計算される所得割の合計となります。また、保険料率は、県内一律となり、医療費の動向等を踏まえて2年ごとに見直されます。

◆保険料は原則年金から

保険料は、後期高齢者の方々全員に支払っていただきますが、年金が一定額以上の方は、年金の支払期(偶数月)ごとに、年金から自動的に保険料が支払われます。これにより、被保険者の方が自ら、金融機関などに出席して納付書等で保険料を支払っていただく必要はありません。

◆保険料の徴収は

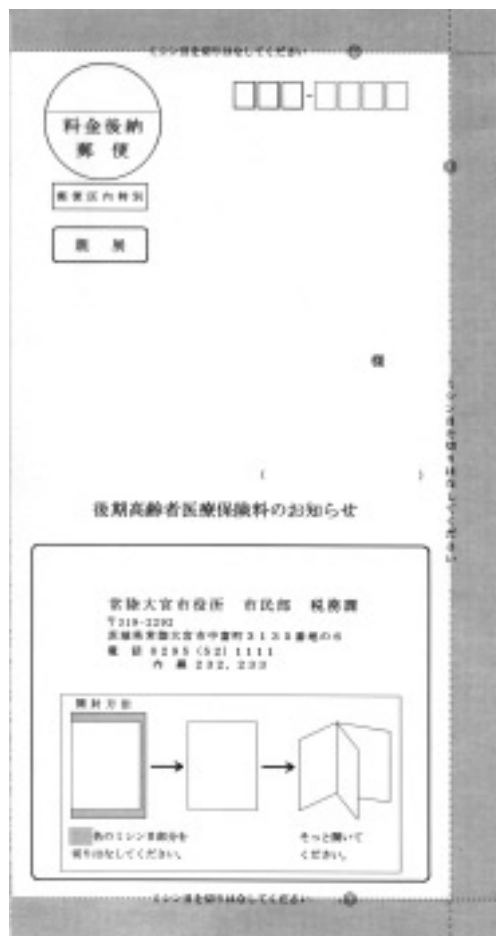
年金から保険料が徴収される方には、4月上旬に、広域連合から保険料額が決定したことをお知らせする通知書(仮徴収額決定通知書)と市町村から特別徴収を開始することをお知らせする通知書(特別徴収開始通知書)が一つの通知書として送られます。

(後期高齢者医療保険料のお知らせ通知書様式参照)

今回通知書が
送付されない方

・年金額が年額18万円未満の方
や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方
(7月中旬に納付書送付)
・75歳以上(65歳以上75歳未満で一定の障害のある方)で社会保険等に加入されていた方
(10月中旬に納付書送付)

▶後期高齢者医療保険料のお知らせ通知書様式



● 問い合わせ先 ●

本庁 医療保険課医療グループ ☎52-1111 内線162・163・164 (制度に関すること)
 税務課市民税グループ ☎52-1111 内線232・233 (保険料に関すること)

茨城県後期高齢者医療広域連合 〒311-4141茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオスビル1階
 ☎029-309-1211 (制度に関すること)
 ☎029-309-1213 (保険料に関すること)
 Fax 029-309-1126
 ホームページ <http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>